

令和 6 年度喀痰吸引等指導者養成事業
業務委託仕様書

1 業務の目的

この講習は、介護職員等が喀痰吸引及び経管栄養（以下「喀痰吸引等」という。）を実施するための必要な研修（基本研修（講義 50 時間＋演習）、実地研修）の講師及び指導者を養成することを目的とする。

2 業務の名称

令和 6 年度喀痰吸引等指導者養成事業

3 委託期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで

4 業務委託の概要

（１）受講者の募集・決定

ア 対象者

（ア）医師並びに保健師、助産師及び看護師（以下「看護師等」という。）で施設長の推薦のある者（准看護師は除く。）。

（イ）看護師等は臨床等の実務経験年数 5 年以上を有する者。

（ウ）自施設等で医療的ケア（喀痰吸引等）を行うため、当該行為を必要とする入所者（利用者）がいる施設で、実地研修の第一号又は第二号研修ができること。

なお、介護療養病床等のある病院・診療所の看護師等については、介護保険施設等の介護職員等の実地研修の受入れが可能であれば、実地研修の指導者になることができる。ただし、勤務している介護職員等は研修の受講は不可。

（エ）介護職員等への指導・評価を行うことが可能であること。

イ 受講申込受付・決定

委託先において行う。ただし、申込開始の案内については、必要に応じ県長寿介護課が行う。

ウ 受講定員

60 名程度とする。

エ 研修日程

令和 6 年 9 ～ 12 月の間に 2 回以上実施すること。

オ 研修会場

宮崎県内の会場とする（うち、1 回以上は宮崎市内とすること。）。

(2) 講義

- ① 介護職員等による喀痰吸引等の実施について
 - ・制度の概要
- ② 介護職員等による喀痰吸引等の研修カリキュラムについて
 - ・研修カリキュラムと研修テキスト概説
- ③ 喀痰吸引のケア実施について
 - ・喀痰吸引が必要な利用者のケアに関する指導上のポイント
 - ・喀痰吸引の指導・評価の手順
- ④ 経管栄養のケア実施について
 - ・経管栄養が必要な利用者のケアに関する指導上のポイント
 - ・経管栄養の指導・評価の手順
- ⑤ 安全管理体制とリスクマネジメントについて
 - ・ヒヤリハット、アクシデント報告の意義と実際
 - ・事故発生の防止
 - ・AEDシミュレーターの指導の際の留意点
- ⑥ 施設、事業所における体制整備について
 - ・ケア実施に必要な体制整備の概要と各職種の役割
 - ・体制整備の実際

(3) 演習

- ① 喀痰吸引のケア実施について
 - ・喀痰吸引が必要な利用者のケアに関する確認
 - ・喀痰吸引の指導・評価の実際
- ② 経管栄養のケア実施について
 - ・経管栄養が必要な利用者のケアに関する確認
 - ・経管栄養の指導・評価の実際

(4) 修了証明書等の交付

- ① 研修修了者に対し修了証明書を交付するものとする。
- ② 研修修了者について、修了証明書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し管理する。

(5) その他研修の実施に付随して生じる業務

5 留意事項

- (1) 業務の実施に当たっては、県と十分協議・連絡をとり、その指示及び監督を受けなければならない。
- (2) 業務は、県との調整の中で内容の変更等があり得る。それに伴う仕様の変更等については、必要に応じて委託者と協議の上、対応することとする。
- (3) 業務の遂行に当たり、発生した事故等については、受託者の責任において対処することとする。
- (4) 研修受講料は徴収しない。講習会で使用するテキストは各自購入とする。